

11月23日付
特別送達
3. 11304



平成29年（ネ）第1843号 損害賠償等本訴・同反訴請求控訴事件

控訴人兼被控訴人（一審本訴原告） 学校法人大阪経済大学

控訴人兼被控訴人（一審本訴被告） 吉井康雄

第7準備書面

平成29年11月16日

大阪高等裁判所第4民事部御中

一審本訴原告訴訟代理人弁護士 神田知宏



第1 一審本訴被告平成29年10月10日付準備書面(1)に対する認否及び反論

1 第1から第4までについて

法的主張は控訴理由書に準じる。

2 第5について

(1) 総論

「原審判決記載の事実①、事実②、事実③」の真実性は強く否認する。

第5における一審本訴被告の「パワハラ」「アカハラ」との主張は、「当時の教授会の噂」（18頁）といった憶測と独自の解釈によるものである。

大学の教育・研究が個人の思いによってのみ行われるのではなく、科目設定、カリキュラム体系、およびそれを担う教員組織が教授会を中心として組織的に行われるものであるという基本を没却するものである。

たとえ一審本訴被告の憶測や解釈が意見論評だとしても、「意見ないし論評の逸脱性を判断するに際しては、当該表現が人身攻撃に及ぶ内容か否かを

考慮すべきことは、当然であるが、そのことと併せて、その意見ないし論評の内容が不合理か否かといった点もその斟酌すべき一事情になるものと解される」のであって（東京高決平27・2・5）、「不合理な推論」については、「これが人身攻撃に及ぶ表現でないからといって、意見ないし論評の枠内の表現行為であると即断することはできない」と解されるべきである。

(2) 第5-2(4)につき(11頁)

『「名称に異論があったが」の主語は学部執行部と推測される」との事実を否認する。控訴理由書のとおり、主語は「被控訴人」（第一審本訴被告）である。2部改革に伴うカリキュラム変更による新科目の科目名について、一審本訴被告が異議を述べたことを指している（乙1）。

結果的には、一審本訴被告が新カリキュラムの科目を辞退したことにより、2003年度は新科目「情報経営論Ⅰ・Ⅱ」が不開講となり、一審本訴被告は旧カリキュラム担当により義務コマ数をクリアしている。

(3) 第5-4(2)につき(17頁)

郵便物の学内における回送の流れについて理解が誤っているため主張を補充する。

大学に届いた郵便物は、総務課で一旦全て受け取り、各部署宛、各教員宛等を仕分けする。そして「学部」または「学部長」宛のものは、学務課のメールボックスへ、教員個人宛のものは教員個人のメールボックスへ振り分けられる。

もし郵便物が「吉井康雄様」宛であれば、この段階で個人メールボックスへ投函されることになる。

そして学務課のメールボックスへ振り分けられたものは、学務課において「学部」または「学部長」宛のものを各学部長室へ回送することとなっており、総務課と学務課で二重のチェックがされるという流れになっている。

そのため、二宮学部長の手元に「経営学部 吉井様」と明記された封筒が

回送されることはあり得ず、学部長のもとに届いたという事実は、請求書（乙10）の封筒の宛名が請求書の宛名と同じく「経営学部」宛であったことの証左となる。

その結果、二宮学部長はその職務として封筒を開封したが、請求書の内容に覚えがなかったため、サイバーブレインズ社へ問合せたものである。

(4) 第5-4(2)につき(18頁)

一審本訴被告は、「当時の教授会の噂であり」と主張するが、何の根拠もない。

個人の研究費には、普通研究費（年間50万円）と学会出張費（年間7万円）があり、学会出張費は「学会」出張に関する旅費等の支払いにあてる目的のものである。

二宮学部長は、日本VE協会の全国大会が「学会」にあたるのかどうかについて田畑研究委員長と同じ疑問を持っていたため、学部長の業務として判断したものであり、パワハラではない（甲第19号証）。

(5) 第5-4(3)①②につき(19頁)

二宮学部長が「最初からサイバーブレインズの請求書を調べる意図があった」との事実を否認する。二宮学部長が一審本訴被告の共同研究費の使用方に疑義を持ったのは、サイバーブレインズの請求書を見たときが最初であった。この点を詳述する。

二宮学部長が一審本訴被告の共同研究について最初に認識したのは、2004年2月5日の教授会報告である（甲第20号証、なお、当時学部長ではなかった）。スウェーデンの研究者との共同研究は、他が全て日本人との共同研究であることから、強く印象に残った。

また、2005年4月に二宮学部長が学部長に就任するにあたり、前学部長からの引継ぎ資料に目を通した際にも、2004年度共同研究費申請書（乙158）を認識した。両国で行う「共同調査」が予算計画として掲げられ、調査の外

部委託は予算計画になかったという事実が印象に残っている。

そのため、共同研究者との「共同調査」にサイバーブレインズへの外部委託が行われたことにつき直観的に疑義を抱き、それが徐々に膨らんで行ったのである。

後に調べたところ、一審本訴被告の2003年度共同研究費執行状況でも、予算では日本およびスウェーデンでの訪問調査費用を計上しながら、決算では「講習会」等として、予算とかけ離れた使用方法となっていることが判明した。しかし開封当時は、この事実を覚知していなかった（甲第21号証）。

二宮学部長は、「物品購入願」（甲第22号証）にあるように、2005年5月6日に再発行された請求書（甲10、乙154号証）の金額（199,500円）の申請について、同年5月14日に速やかに執行を承認している。もし、初めから疑義をもって臨んでいたのであれば、このような迅速な承認をするはずがない。

(6) 第5-4(3)⑥につき(21頁)

乙160の証拠評価を争う。

乙160(3頁目)は、大学への提出分と比べると、かなりの記載が変更されている(甲第23号証)。主な点としては、スウェーデン研究者との訪問調査中止に至る理由があげられる。

また、一審本訴被告は「IT予算」というが、これは学部のFD(ファカルティ・ディベロップメント：大学教員の教育能力開発)予算である。

当該使途を教授会に諮る前に、学部全体予算60万円のうち20万円あまりを一人で使用するという申請が一審本訴被告からあったが、学部教員の平等な使用という目的のため認められなかったものである。

これを個人の普通研究費ですらなく、使途の決まっている共同研究費で補てんしていること自体非常に問題である。

(7) 第5-6(3)につき(24頁)

第1審原告大学は懲戒処分代わりに特任申請しないという条件を科して

いる，との事実を否認する。

過去に准教授（助教授）で特任教員となった者がおらず，准教授であった山田文明氏がそれを認識していたため，特任申請がされなかっただけである。同氏の発言が証拠となったことと，特任申請には何ら関係がない。

3 第6について

争う。

4 第7について

争点と無関係であり，認否の要なし。

以上